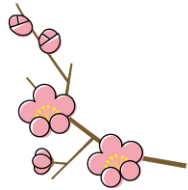


気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第8号

2014年3月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649



講師派遣を行いました

『争続を避けて、さわやかな旅立ちのために』 ～遺言・相続・エンディングノートについて～

わかやま市民生協『たすけあいの会』からの依頼を受けて、消費者ネットワークわかやま副代表 岡弁護士が相続・遺言・エンディングノートについて学習会を行いました。

最後のセレモニーをご自分の希望通りに執り行ってもらうために・・・

残された家族が困らないように・・・

人生の最終章を迎えるにあたり自分自身の思いや希望を家族に確実に伝えるためのノートです。争続を避けるために・・・

また、遺言の書き方や相続人や相続についても詳しく学びました。



日時: 2014年2月28日(金)10:00～12:00
場所: わかやま市民生協 田辺組合員センター
講師: 岡 正人 氏(消費者ネットワークわかやま副代表、弁護士)

参加された方の感想

- ・エンディングノートの選択について、迷っていましたが、この内容で良いのならばすぐに準備を始めたと思います。
- ・自分の身辺整理のためにも書いてみることは良いことだと思いました。法的効力はないので高価なものでもなく誰が見ても分かりやすく書くことの方が大事だと思いました。
- ・知らなかったことが聞けて良かったです。いつかエンディングノートも書いておこうと思います。
- ・今の生活への見直しをする良い機会になりました。

消費者問題学習会

『高齢者があいやすい消費者被害について』

わかやま市民生協の「たすけあいの会」主催の会員向け学習会に参加しました。
「たすけあいの会」は「困った時はお互いさま」を合言葉にお互いに買物や食事作りなどの家事援助や、簡単な介助、子育て家庭支援などくらしを支えあう互助活動を行うことを目的とし、安心して暮らせる街づくりを目指して活動しています。
今回の学習会は実際に援助をおこなっている会員さんや幹事さんなどが参加し、訪問先の高齢者の方に啓発して頂く事を目的に開催されました。
この趣旨に消費者ネットワークわかやまも賛同し、講師紹介などの連携を取りながら準備をすすめていきました。

日 時：2014年2月21日（金）10：00～12：00
場 所：わかやま市民生活協同組合 本部組合員ホール
テーマ：「高齢者があいやすい消費者被害について」
講 師：田村 聡志さん（NPO法人消費者サポートネット和歌山）



近畿ブロック

H25年度地方消費者グループフォーラムに参加しました

消費者庁の呼びかけにより、地方消費者行政の充実を図るため、地域で活躍する消費者団体をはじめとして、多様な主体が消費生活に関する問題に関して認識を深め、交流・連携し、情報交換や意見交換を行う「交流の場」として開催されました。
消費者ネットワークわかやまも実行委員会に加入し、当日は壁新聞交流会に活動報告の展示を行い、他団体との交流を図りました。

日 時：2014年2月12日（水）
11：00～16：30 壁新聞交流会
13：00～16：30 全体会・分科会

場 所：奈良県文化会館

テーマ：『広げよう連携の輪～消費者問題の解決を地域から～』

参加人数：約170人

参加団体：約60団体

主催 地方消費者グループフォーラム近畿ブロック実行委員会・消費者庁



全体会の模様





KC'sの差止活動報告



適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

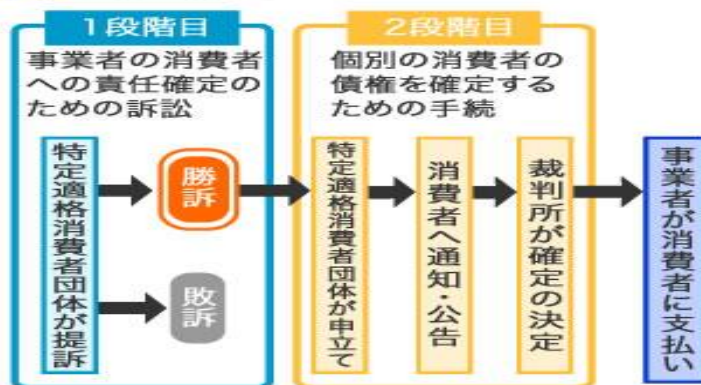
◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や不当な契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめる差止請求訴訟ができる団体。全国で11団体が認定。)

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立・公布されました

2013年12月4日、第185回臨時国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立し12月11日に公布されました。

「被害回復のための新制度」の手続概要 (政府広報オンラインより)

■ 手続の概要



新制度が施行されれば、特定適格消費者団体が寄せられた情報などをもとに、消費者に損害などを与えている事業者に対して訴えを提起することが可能になります。消費者側のメリットとして、一段階目の手続の結果を踏まえて、最終的に裁判に勝てるか否かの見通しをある程度立てた上で、二段階目の手続への加入の有無を決めることができます。これにより、費用や手間などをかけても被害回復の可否が見通せず、結局は行動を起こさずに「泣き寝入り」してしまうという現行制度の課題が改善されます。

また、被害者個人がそれぞれ裁判を起こして損害賠償請求などをする場合と比べて手間やコストの負担が大幅に軽減することも期待されます。

長年の悲願であった新制度が施行された暁には、KC'sは、一刻も早く、悲しい、悔しい思いをしている消費者の被害を集団的かつ実効的に回復できるよう、新制度の担い手となり、積極的かつ有効に活用していく所存です。ご支援をお願いいたします。

申入れ活動 健康食品販売事業者の(株)世田谷自然食品からテレビCMについての申入れに対して回答が届きました。

●KC'sの申入れ事項

同社のテレビCMにおいて、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、Ⅱ型コラーゲン、その他の成分を同じ体積のブロックで表示すること(景品表示法に反し不当な点があるため)の停止を求めます。

○(株)世田谷自然食品の回答

ブロックに成分量を明記したスタイルに修正したものを作成していく予定です。テレビ局へ納入するビデオテープを順次差し替え数ヶ月後から半年後位までに全て切り替えていく方向で考えています。

消費者ネットワークわかやま

入場無料
申込不要

第4回総会・記念企画のお知らせ

と き：2014年4月12日(土) 13:00~15:30
ところ：和歌山ビッグ愛 12F (和歌山市手平2丁目1-2)

第1部：13:00~ 第4回総会

第2部：14:00~15:30

記念講演：『悪は進化します！負けるな！善良市民！』
笑福亭松枝さん(落語家)



ますます手が込む悪質商法！あの手この手の紹介と防御法について、自らの体験を交えて分かりやすく話して頂きます。また、落語家さんのお話しですので笑いに包まれながら楽しく学んで頂きます。

消費者ネットワークわかやま

第2回公開学習会のお知らせ！

参加費無料

日 時：~~2014年2月14日(金)~~ (大雪の為、延期になりました。)
2014年3月18日(火) 13:00~15:00

場 所：わかやま市民生協 本部組合員ホール (和歌山市太田3丁目10-10)

テーマ：『これからの消費者教育』～消費者教育推進法の施行をうけて～

消費者教育推進法とは・・・

消費者被害の防止と消費者市民社会の実現のために、政府は平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、「国民の消費生活の安定及び向上に寄与する」ことを目的とし、消費者教育が消費者の権利であることを認め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした画期的なものです。

講 師：^{かきの}柿野 ^{しげみ}成美 氏 (公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員)

平成10年より財団法人消費者教育支援センターに勤務。これまで中央省庁や地方自治体等の教材作成や調査報告書、大学の非常勤講師、高等学校家庭科、中学校の技術家庭科の教科書作りなどに従事。学校や地域における消費者教育の普及を目指して、全国各地に講師として出向している。

【お問い合わせ】
消費者ネットワークわかやま 事務局
Tel: 073-474-1124 まで